

《 事務所ニュース 2025年4月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252
E-mail : info@kashiwa-iwasaki-sr.com

育児介護休業法改正について (2025年4月、10月から)

育児介護休業法が4月と10月に改正されます。
改正内容は下記のとおりとなりますが、抜粋して
ご説明いたします。

育児 【令和7年4月1日施行】

① 子の看護休暇：利用できる範囲が拡大

改正内容	施行前	施行後 (R7.4.1~)
対象範囲	小学校就学の始期に達するまで	小学校3年生修了まで 拡大
取得事由	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①②に加えて ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式・卒園式 拡大
除外対象	①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃 変更
名称	子の看護休暇	子の看護等休暇 変更

② 残業免除：小学校就学前までの子までに拡大

改正内容	施行前	施行後 (R7.4.1~)
対象範囲	3歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前までの子を 養育する労働者 拡大

③ 短時間措置：代替措置にテレワーク追加

改正内容	施行前	施行後 (R7.4.1~)
代替措置	①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与	①②③④に加えて ⑤テレワーク等の措置 追加

④ テレワーク導入：努力義務に

⑤ 育休取得状況の公表：300人超企業の義務に

業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行

育児 【令和7年10月1日施行】

⑥新設：柔軟な働き方を実現するための措置

【選択して講ずべき措置】

- ① 始業時刻等の変更 (フレックスタイム制・始業終業時刻の変更)
 - ② テレワーク等(10日以上/月)
 - ③ 保育施設の設置運営等 (ベビーシッターの手配および費用負担など)
 - ④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇 (養育両立支援休暇) の付与(10日以上/年)
 - ⑤ 短時間勤務制度
- 注：②と④は、原則時間単位で取得可とする必要があります。

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、上記5つの選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずることが必要。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することが可能。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設けることが必要。

⑦新設：両立支援制度等の個別の周知・意向確認

⑧新設：両立に関する事項についての個別の意向聴取・配慮

介護 【令和7年4月1日施行】

⑨新設：両立制度の申出がしやすい雇用環境整備

介護休業や介護両立支援制度等(※)の申出が円滑に行われるようにするため、事業主は以下の①~④いずれかの措置を講じなければなりません。

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備 (相談窓口設置)
- ③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の事例の収集・提供
- ④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の取得・利用促進に関する方針の周知

※ i 介護休業に関する制度、ii 所定労働の制限に関する制度、iii 時間外労働の制限に関する制度、iv 深夜業の制限に関する制度、v 介護のための所定労働時間の短縮等の措置

⑩新設：介護に直面した労働者への個別の周知・意向確認

⑪新設：介護に直面する前(40歳等)の労働者への情報提供

⑫介護休暇：勤続6か月未満も対象に

改正内容	施行前	施行後 (R7.4.1~)
除外対象	①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満	①週の所定労働日数が2日以下 ※②を撤廃 変更

⑬テレワーク導入：努力義務に